

総社市訓令第4号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

総社市災害対策本部規程（平成17年総社市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
部	班	所掌事務の内容	部	班	所掌事務の内容
略			略		
交通広報部	交通広報班	1 略 2 <u>避難指示等</u> の伝達に関すること。 3及び4 略	交通広報部	交通広報班	1 略 2 <u>避難勧告等</u> の伝達に関すること。 3及び4 略
略			略		
略			略		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。